

令和4年7月8日付け県公報第327号をもって公告した公共測量は、次のとおり作業期間を変更し、終了したので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和4年9月20日

静岡県知事 川勝平太

- 1 測量機関
三島市
- 2 作業の種類
公共測量（基準点測量）
- 3 作業期間
変更前 令和4年6月14日から令和4年9月30日まで
変更後 令和4年6月14日から令和4年8月16日まで
- 4 作業地域
三島市寿町地内ほか